



# 栃木県公報

平成 27 年  
7月10日(金)  
第2697号

## 目 次

### 告 示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 651
- 同..... 652
- 同..... 652
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... 653
- 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の変更..... 653
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定..... 654
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指  
定..... 654
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指  
定に係る変更..... 654
- 土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧..... 655
- 道路の区域の変更..... 655
- 道路の供用開始..... 656

### 公 告

- 土地改良区役員の就任..... 656

## 告 示

### 栃木県告示第三百四十二号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年分補助金等から適用する。

平成二十七年七月十日

栃木県知事 福田 富一

環境森林部の部環境森林政策課の款栃木県電気自動車等導入事業費補助金の項の次に次のように加える。

<p>栃木県木質バイオマス熱利用加速化事業費補助金</p>	<p>森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（バイオマス（動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）のうち木竹に由来するものをいう。以下この項にお</p>	<p>地域協議会（森林所有者、林業事業者、木質バイオマス需要者等の組織する団体で、木質バイオマスのエネルギー源としての利用を促進するための地域づくりに取り組むものをいう。ただし、法人格を有しない団体にあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）その他知事が適当と認めるもの（以下この項において「地域協議会等」という。）が栃木県木質バイオマス熱利用加速化事業実施要綱（平成二十七年六月二十六日付け環森政第二百十五号環境森林部長通知）に基づき行う栃木県木質バイオマス熱利用加速化事業に要する経費</p>	<p>当該事業に要する経費の二分の一以内。ただし、十万円を限度とする。</p>	<p>地域協議会等</p>
-------------------------------	--	---	---	---------------

	<p>いて同じ。)のエネルギー源としての利用を促進するための地域における取組を支援することにより、再生可能エネルギーの利用の推進を図る。</p>			
--	--	--	--	--

(環境森林政策課)

栃木県告示第三百四十三号

補助金等の名称等を定める告示(昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号)の一部を次のように改正し、平成二十七年分補助金等から適用する。

平成二十七年七月十日

栃木県知事 福田 富一

農政部の部農政課の款ユニバーサル農業実証事業費補助金の項を次のように改める。

<p>ユニバーサル農業実践支援事業費補助金</p>	<p>農業者と福祉等に携わる者などが連携して障害者等が農作業等を行いやすい環境を整備するための取組を支援することにより、誰もが取り組めるユニバーサル農業の推進を図る。</p>	<p>農業者と社会福祉法人その他知事が適当と認める法人などが組織する団体(法人格を有しない団体にあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるもの)に限る。以下この項において同じ。)がユニバーサル農業実践支援事業実施要領(平成二十七年六月二十三日付け農政第三百三十四号農政部長通知)に基づき行うユニバーサル農業実践支援事業に要する経費</p>	<p>当該事業に要する経費の十分の十以内。ただし、十万円を限度とする。</p>	<p>農業者と社会福祉法人その他知事が適当と認める法人などが組織する団体</p>
---------------------------	---	---	---	--

(農政課)

栃木県告示第三百四十四号

補助金等の名称等を定める告示(昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号)の一部を次のように改正し、平成二十七年分補助金等から適用する。

平成二十七年七月十日

栃木県知事 福田 富一

農政部の部農村振興課の款いきいき世代のとちぎ田舎暮らし支援事業費補助金の項の次に次のように加える。

<p>地域交流拠点施設受入強化支援事業費補助金</p>	<p>農村地域における都市の住民の農業の体験その他の農村と都市との地域間交流(以下この項において「地域間交流」とい</p>	<p>農村地域において交流拠点施設(地域間交流の拠点となる施設をいう。)の運営を行う団体その他知事が適当と認める団体(法人格を有しない団体にあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるもの)に限る。以下この項において「交流拠点施設運営団体等」とい</p>	<p>当該事業に要する経費の二分の一以内</p>	<p>交流拠点施設運営団体等</p>
-----------------------------	---	--	--------------------------	--------------------

	う。)を促進する ための取組を 支援することに より、農村の活 性を図る。	う。)が地域交流拠点施設受入強化支 援事業実施要領(平成二十七年四月一 日付け農振第百五十四号農政部長通 知)に基づき行う地域交流拠点施設受 入強化支援事業に要する経費	
--	---	--	--

(農村振興課)

栃木県告示第三百四十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定によ  
り、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課及び栃木県宇都宮土木事務所において縦覧に供する。

平成二十七年七月十日

栃木県知事 福田 富一

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称 宮山田ⅡA

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ  
線に囲まれた土地の区域

市町村名	大字名	字名	地番	標柱番号
宇都宮市	宮山田町	ハイ坂	八九二番一	一号から七号まで、十一号か ら十五号まで
同	同	同	八九一番一	八号から十号まで

(砂防水資源課)

栃木県告示第346号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報(平成13年栃木県告示第547号)の一部を次のように  
変更したので告示する。

平成27年7月10日

栃木県知事 福田 富一

表の狩猟免許試験の項の次に次のように加える。

栃木県職員(看護師) 採用選考候補者選定	作文及び面接試験の合 計得点及び順位	合格発表の日から1月間	保健福祉部保健福祉課
-------------------------	-----------------------	-------------	------------

表の栃木県職員(児童自立支援専門員)採用選考候補者選定の項の次に次のように加える。

地方独立行政法人栃木 県立がんセンター職員 採用試験	総合得点及び総合順位 (第一次試験につい ては、不合格者に係るも のに限る。)	合格発表の日から1月間	がんセンター
地方独立行政法人栃木 県立がんセンター職員 (看護師)採用試験	作文及び面接試験の合 計得点及び順位	合格発表の日から1月間	がんセンター

表の栃木県立衛生福祉大学校入学試験(推薦入学試験を除く。)の項、栃木県県南高等看護専門学院入学試  
験(推薦入学試験を除く。)の項及び栃木県職員(看護師)選考候補者選定の項を削り、同表の栃木県一般任  
期付職員(ドクターバンク医師)採用選考候補者選定の項中「医事厚生課」を「医療政策課」に改め、同項の  
次に次のように加える。

栃木県立衛生福祉大学 校入学試験（推薦入学 試験を除く。）	筆記試験の科目別得点 （第二次試験を行う学 部の第一次試験につい ては、不合格者に係る ものに限る。）	合格発表の日から1月間	衛生福祉大学校
栃木県県南高等看護専 門学院入学試験（推薦 入学試験を除く。）	筆記試験の科目別得点 （第一次試験につい ては、不合格者に係るも のに限る。）	合格発表の日から1月間	県南高等看護専門学院

(文書学事課)

栃木県告示第347号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成27年7月10日

栃木県知事 福田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		指定の 年月日	サービス の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地		
0950100156	グローバルキッズメソッド4	宇都宮市上戸祭町246-1	ハッピーライフケア株式会社	東京都台東区東上野2-22-1	平成27年7月1日	放課後等デイサービス
0950400085	すくすくハウス	佐野市関川町879-8	一般社団法人こどもの家	佐野市関川町879-8	平成27年7月1日	児童発達支援

栃木県告示第348号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成27年7月10日

栃木県知事 福田 富 一

薬局

名称	所在地	開設者名	指定年月日	自立支援医療の種類
大沢調剤薬局神田町店	栃木市神田町21-17	株式会社メディカルグリーン	平成27年7月1日	育成医療及び更生医療
アルファーム薬局野木店	野木町大字丸林583-19	株式会社アルファーム	平成27年7月1日	育成医療及び更生医療
アルファーム薬局鹿沼店	鹿沼市今宮町1623-2	株式会社アルファーム	平成27年7月1日	育成医療及び更生医療

栃木県告示第349号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成27年7月10日

栃木県知事 福田 富 一

指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
とちぎ訪問看護ステーションおやま	小山市大字神鳥谷 2251番7 (小山市城東3-25-12メゾン天山101号)	公益社団法人栃木県看護協会	平成27年4月10日	育成医療及び更生医療

※表中の( )内は変更前のもの

(障害福祉課)

栃木県告示第350号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成27年7月10日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	事 業 名	縦 覧 期 間	異 議 申 出 期 限	所轄農業振興事務所
小山市大谷東部土地改良区	小山市大谷東部地区土地改良（維持管理）事業	平成27年7月13日から 同年8月10日まで	平成27年8月25日	下都賀農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年7月10日から同年8月10日まで一般の縦覧に供する。

平成27年7月10日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 常陸太田那須烏山線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
239	前A	那須烏山市大沢字奈良原向53-1から 那須烏山市大沢字奈良原向52-1まで	9.9～22.4	100.0	
	前B	那須烏山市大沢字奈良原向53-1から 那須烏山市大沢字奈良原向52-1まで	8.0～22.4	122.1	
	後	那須烏山市大沢字奈良原向53-1から 那須烏山市大沢字奈良原向52-1まで	9.9～16.9	100.0	

栃木県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年7月10日から同年8月10日まで一般の縦覧に供する。

平成27年7月10日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
239	主要地方道 常陸太田那須烏山線	那須烏山市大沢字奈良原向53-1から 那須烏山市大沢字奈良原向52-1まで	平成27年7月10日
285	一般県道 福原小川線	那須郡那珂川町浄法寺字穴山下498番地4から 那須郡那珂川町浄法寺字穴山下505番地3まで	平成27年7月10日

(道路保全課)

公 告

○土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成27年7月10日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退任年月日	就任年月日
塩谷南部 土地改良区	理事		杉山 健雄	塩谷郡塩谷町大字肘内663		27.5.22

(農地整備課)